

# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

## Topic-1

### 中国中央政府、「第14回五ヶ年計画」を発表：知財保護・運用制度の完備へ (Page2)

2021年3月13日に、中国中央政府から「第14回五ヶ年計画および2035年までの長期目標の策定」を発表した。その中に、中国知財発展についても目標を設定している。

## Topic-2

### CNIPA、「重大な特許侵害紛争の行政裁決弁法」に対して意見募集 (Page4)

2021年3月2日に、CNIPAは特許保護を強化し、また改正後の「専利法」規定を合わせるために、「重大な特許侵害紛争の行政裁決弁法」に対して4月2日までパブコメを集めている。

## Topic-3

### CNIPA、2021年の「知財の高質な発展を推進する年度ガイドブック」を発表 (Page6)

2021年3月5日に、CNIPAは2021年の「知財の高質な発展を推進する年度ガイドブック」を発表し、中国知財発展の量から質への転換を着々と推進している。

## Topic-4

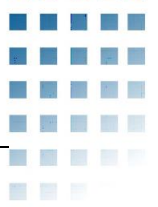
### 最高裁、懲罰的損害賠償に適用した知財侵害民事事件の典型事例を発表 (Page8)

2021年3月15日に、最高裁は懲罰的損害賠償に適用した知財侵害民事事件の6典型事例を発表した。各知財関連法に追加された懲罰的損害賠償に対して参考例を提示した。

## Topic-5

### 路浩ニュース&路浩セミナー (Page10)

1. 第6回北京市発明特許賞が決定、路浩代理ケースが2件受賞
2. 2021.3.26 日本時間 16:00、「意匠の無効および侵害判定」オンラインセミナー開催



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-1

### 中国中央政府、「第14回五ヶ年計画」を発表：知財保護・運用制度の完備へ

2021年3月13日に、中国中央政府から「第14回五ヶ年計画および2035年までの長期目標の策定」を発表した。その中に、中国知財発展についても目標を設定している。

「五ヶ年計画」は、中国国民経済計画の重要部分であり、長期計画に属するものである。主に国家重大建設プロジェクト、生産力分布及び国民経済の比率関係等に対する計画であり、国民経済発展の長期ビジョンの為に目標と方向性を規定する重要な計画である。

今回の「第14回五ヶ年計画」には初めて万人当りに価値の高い専利保有量を経済達成目標の一つとして設定されている。

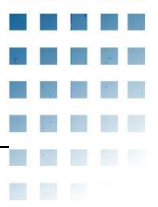
第14回五ヶ年計画期間の経済社会発展の主要指標				
類別	指標	2020年	2025年	年平均/累計
イノベーション促進	全社会の研究開発費用の投入増加量 (%)	--	--	第13回五ヶ年計画期間の実際増加を上回る
	万人当りに価値の高い専利保有量高質な専利保有量	6.3件	12件	--
	デジタル経済のコア産業の成長値はGDPを占める比率 (%)	7.8	10	--

同計画は、先端技術分野の研究開発の促進を訴えている。具体的に、次世代人工知能、量子情報、集積回路、脳科学研究、遺伝子および生物技術、臨床医学および健康、地球深部・深海・宇宙および極地探測を目指している。

また、知財関連制度及び保護に関して、同計画の第7章の第2節「知財保護・運用体制の完備」に以下のように述べている：

「知財強国戦略を実施し、厳格な知財保護システムを実施し、知財関連法・規制を改善し、新しい分野および新業態での知財立法を加速する。」

知財の司法保護および行政法執行を強化し、仲裁、調停、公証および権利保護支援システムを改善し、知財侵害に対する懲罰的損害賠償制度を改善し、損害賠償を厳格化する。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

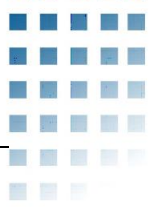
専利に関する助成金・インセンティブのポリシーおよび評価メカニズムを最適化し、価値の高い特許をより適切に保護および奨励し、特許集約型産業を育成する。

国有知的財産権の所有権・分配メカニズムを改革し、科学研究機関や大学の知的財産処分の自主性を拡大する。無形資産評価システムを改善し、インセンティブと監督を調整する管理メカニズムを形成します。知的財産権の保護と実施のための公共サービスプラットフォームを構築する。」

その他に、以下の点も提示されている：

- 企業の研究開発投入の増加を促進するために、「ハイテク企業」と評価された企業に対して、研究費用の調整控除および税金などにおいてさらなる優遇政策を与える。
- 知財運用を促進するために、金融機構により知財権の質権融資を推進することを奨励する。
- 財政管理においては、中央政府が知財権保護などの分野での職権を適切に強化する。
- 香港で地域知的財産権取引センターの設立を支援する。

リソース：中央政府 [http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content\\_5592681.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2021-03/13/content_5592681.htm)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-2

### CNIPA、「重大な特許侵害紛争の行政裁決弁法」に対して意見募集

2021年3月2日に、CNIPAは特許保護を強化し、また改正後「専利法」の規定を合わせるために、「重大な特許侵害紛争の行政裁決弁法」に対して4月2日までパブコメを集めている。以下は主要内容について簡単に紹介する。

#### 「重大な特許侵害紛争」に該当する場合：

- (一) 重大な公共利益に関わる場合
- (二) 業界の発展に重大な影響をもたらす場合
- (三) 省・自治区・直轄市を跨ぐ重大事件に該当する場合

⇒さらに、以下の条件を同時に満たすべき：

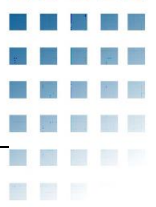
- 1) 請求人が専利権者又は利害関係者であること
- 2) 明確な被請求人がいること
- 3) 明確な請求事項と具体的な事実、理由があること
- 4) 当事者がこれまでに当該専利権侵害紛争について裁判所に提訴していないこと

- (四) その他の国家知識産権局が行政裁決を行うべき重大事件に該当する場合

#### 手続流れ：

- 国家知識産権局は、立件日から5営業日以内に申請書及びその添付書類の副本を被請求人に発送する。
- 被請求人は上記種類の受領日から15日以内に答弁書を提出するとともに請求人の人数分の答弁書の副本を提出する。被請求人は期限まで提出しなかった場合でも、事件の処理には影響を及ぼさない。
- 当事者が確かに客観的な事由により関連証拠を収集することができない場合、書面にて国家知識産権局に調査・証拠収集をするよう請求することができる。
- 国家知識産権局は、口頭審理を行うことを決定した場合、少なくとも口頭審理の3営業日前に口頭審理の時間、場所を当事者に通知しなければならない。

当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合又は許可なしに途中で退出した場合、請求人に



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

対しては請求の取下げと見なして処理し、被請求人に対しては欠席と見なして処理する。

●専利権侵害紛争の処理は、立件日から90日以内に処理決定を下さなければならない。

期間内に処理決定を下せなかった場合、承認を経て、30日延長することができる。

延期しても処理決定ができず、承認を経て引き続き延期することを決定した場合、延長の合理的な期間を同時に決定しなければならない。

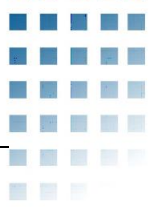
事件処理過程において、中止、公告、検証・鑑定等の時間は、前項にいう事件処理期間に計上しない。

## 事件処理の中止：

下記のいずれ号に該当する場合、国家知識産権局は、事件の処理を中止することができる：

- (一) 被請求人が係争専利権の無効宣告を請求し、かつ、国家知識産権局が受理した場合
- (二) 一方の当事者が死亡し、相続人が処理に参加するか否かの意思表示を待つ必要がある場合
- (三) 一方の当事者が民事行為能力を失い、法定代理人が確定していない場合
- (四) 一方の当事者である法人又はその他の組織が終了し、権利義務を受け継ぐ者が確定していない場合
- (五) 一方の当事者が、抵抗できない事由により、審理に参加することができない場合
- (六) 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないが、当該別の事件がまだ結審していない場合
- (七) その他の処理を中止すべき場合

リソース：国家知識産権局 [https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/2/art\\_75\\_157045.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/2/art_75_157045.html)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-3

### CNIPA、2021年の「知財の高質な発展を推進する年度ガイドブック」を発表

2021年3月5日に、CNIPAは2021年の「知財の高質な発展を推進する年度ガイドブック」を発表し、同時に各関連部門のタスクリストとスケジュールも付録につけた。中国知財発展の量から質への転換を着々と推進している。以下は主要内容について簡単に紹介する。

#### 主要目標：

##### 知財創造：

- 「発明特許審査の質と効率を向上する専門的実施案（2019-2022）」を着実に実施する。
- 商標ブランド戦略と地理的表示の運用促進プロジェクトを強力に実施する。
- 発明特許と価値の高い発明特許に対して、その審査周期をそれぞれ18.5ヶ月と14ヶ月まで削減し、商標登録の平均審査周期を4ヶ月まで維持する。

##### 知財保護：

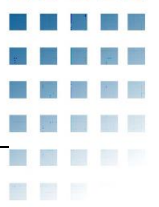
- 既存の知財保護センターおよび紛争早急解決センターの業務能力を向上し、また地方の状況によって知財保護センターおよび紛争早急解決センターを新設する。
- 知財侵害の懲罰的損害賠償制度を着実に実施する。

##### 知財運用：

- 専利・商標の質権融資の規模は2400億人民元に達し、質権融資にかかわる企業数の増加率は10%以上に達する。
- 全国の専利集約型産業の増加率を平穩に増やせる。

##### 知財公共サービス：

- 地方の専利・商標業務処理窓口を調整し、すべての知財業務手続をワン窓口で取り扱えるようにする。
- 知財保護情報プラットフォームの建設を促進する。



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## 具体的な対応策：

### 知財マクロ政策の研究の強化：

新たな発展フレームワークの構築、サービス産業チェーンの自主性・完備性などに関する知財研究を行う。「専利法実施細則」、「専利審査指南」、商標法および関連規定などの知財関連法の改善を推進する。ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術などの新業態に関する知財保護規則の制定を研究する。

### 知財保護政策の改善：

専利侵害紛争の行政裁決を推進し、知財の法執行を強化する。知財協働保護メカニズムの形成や知財調停組織の建設を促進する。

### 知財運用の促進政策の改善：

重要な知財運営センターの建設を推進し、知財権の取得と備蓄を構える。知財評価、技術移転、知財の質権融資、専利開放許可制度などを実施する。

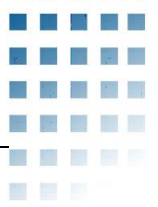
### 知財公共サービス政策の最適化：

知財の情報化・知能化インフラ設備の建設を促進し、知財保護センター・窓口の能力を向上し、知財公共サービスリストを作成し、知財データに関する利用ルールを制定する。

### 知財国際協力の深化：

中米貿易協定第一段階の規定、RCEP 協定に関する知財規定、中欧および中仏の地理的表示協定の規定を全面的に実施する。知財の渉外移転に対する審査制度を改善し、特に国家安全保障に関する知財移転への管理を強化する。

リソース：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/5/art\\_75\\_157233.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/5/art_75_157233.html)



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-4

### 最高裁、懲罰的損害賠償に適用した知財侵害民事事件の典型事例を発表

2021年3月15日に、最高裁は懲罰的損害賠償に適用した知財侵害民事事件の6典型事例(営業秘密侵害1例、商標権侵害関係5例)を発表した。各知財関連法に追加された懲罰的損害賠償に対して参考例を提示した。以下は商標権侵害の3例を抽選して簡単に紹介する。

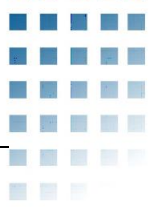
#### 事例1：アディダス(adidas)社と阮国強らの商標権侵害紛争

	原告	被告
	<b>アディダス(adidas)社</b>	<b>阮国強およびその運営会社の正邦会社</b>
案件経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被告は2015年—2017年の間、「adidas」シリーズ商標権侵害で3回も行政処罰された。侵害商品の数が17000余足にも達した。</li> <li>●原告は被告に対して民事訴訟を提起し、懲罰的損害賠償の適用を請求し、計2641695.89人民元の賠償額を請求した。</li> </ul>	
裁判認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浙江省温州市中級裁判所は、被告の主観的な悪意が明らかで、侵害行為が長く続き、重大な結果をもたらしたため、「情状が深刻である場合」に該当する、と認定した。</li> <li>●中級裁判所による賠償額の計算： <ul style="list-style-type: none"> <li>正規品シューズ単価189元/足を計算基準とする；</li> <li>原告のアディダス社が提供した2017年度会計報告書に提示した50.4%粗利益を採用した；</li> <li>第3回行政処罰に被告から没収された6050足の靴アッパーを売上高とする；</li> <li>侵害商品は靴アッパーで、完成品ではないので、計算額から40%削減する；</li> <li>原告の経済損失の345779.28人民元の3倍に基づき、1037337.84人民元の賠償額を確定した。</li> </ul> </li> </ul>	
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>●裁判所は、原告が挙証責任を尽力したことを認め、懲罰的損害賠償額を適切に確定した。</li> <li>●懲罰的損害賠償の「請求による」原則の適用、「情状が深刻」の認定が参考価値がある。</li> </ul>	

#### 事例2：鄂爾多斯社と米琪社の商標権侵害紛争

	原告	被告
	<b>鄂爾多斯(ERDOS)社</b>	<b>米琪社</b>
案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2004年2月に、原告は25類のマフラー、服装、手袋などにおいて「鄂爾多斯(ERDOS)&amp;デバイス」の商標権を取得した。</li> </ul>	





# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

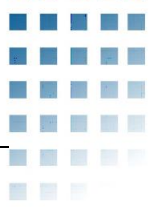
Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

経緯	●2015年6月、原告は、米琪社とそのTmallでの店舗で販売したカシミアに「鄂爾多斯」標識を目立つように使用していることを発見し、侵害訴訟を提起した。
裁判認定	●北京知財裁判所は、被告の侵害所得を侵害商品の売上、単価と適切な利潤率から計算すべきと認めた。また、以下の要素を考慮し、被告の侵害所得の2倍にして賠償額を確定した。 ○「鄂爾多斯」シリーズ商標の知名度が高く、Tmall店舗の商品利潤率が高いので、結果が重大； ○被告は服装関係の販売者として、係争商標を知るべきで、且つTmall店舗で使用した商標が係争商標とほぼ同じで、侵害行為が長く続き、主観的な悪意が明らかで、侵害情状が深刻であった。
参考	●裁判文書には「主観的悪意」また賠償額の「基準」と「倍数」を確定する際の考慮要素を明らかに説明しており、説得力が強かった。両当事者ともは裁判決定を信服し、上訴していなかった。

### 事例3：小米科技社らと中山奔騰社らの商標権侵害および不正競争紛争

	原告	被告
	<b>小米科技社</b>	<b>中山奔騰社</b>
案件経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原告は2011年4月に携帯電話やビデオ電話などにおいて「小米」商標を登録し、その後、商標「MI」と「智米」などのシリーズ商標を登録した。</li> <li>●被告は2011年11月に家電関連商品において「小米生活」商標を出願し、2015年に登録した。2018年に同商標は「不正な手段による権利取得」で無効された。</li> <li>●被告所有の90件余りの登録商標の中に、「小米」・「智米」との類似商標の他に、ペプシコーラやMr. Muscle洗剤などのブランドと類似する商標もたくさん登録していた。</li> </ul>	
裁判認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●江蘇省高級裁判所は、ネット店舗のコメント数を参考として商品売上の計算基準にしても可能だと認め、本件に関わる23ネット店舗の売上高を侵害所得の計算に利用することにした。</li> <li>●二審まで、被告の宣伝活動、侵害品の販売も中止していなかったため、主観的な悪意がある。</li> <li>●被告のネット販売範囲が広く、侵害品の数・種類が多いことを懲罰賠償額の考慮要素に入れる。</li> <li>●「小米」は馳名商標（知名商標）で、知名度と市場影響力が高い。</li> <li>●被告の侵害品は市場監督部門に不合格商品と認定されており、一部の消費者から品質クレームも出たので、原告の名誉を損害した。</li> <li>●侵害所得に基づき、3倍の損害賠償を確定した。原告の小米科技社と小米通信社が主張した5000万人民元の賠償額を全額で認めた。</li> </ul>	
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>●懲罰的損害賠償に関する「悪意」、「情状が深刻」の認定要件、又は基準と倍数の確定方法を全面的に説明した。</li> <li>●商品特徴を合わせて倍数に影響し得る確定要件についても説明した。</li> <li>●懲罰的損害賠償制度の適用の実務サンプルとして参考できる。また、重大な知財侵害行為を厳格に打撃する政策意向を表した。</li> </ul>	

リソース：最高裁判所 <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-290651.html>



# Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

## Topic-5

### 路浩ニュース&路浩セミナー

#### 1. 第6回北京市発明特許賞が決定、路浩代理ケースが2件受賞

2021年1月29日、北京市知識産権局と関連部門が主催した第6回北京市発明特許賞は決定された。受賞した発明特許が計36件で、そのうち、特等賞1件、一等賞5件、二等賞10件、三等賞20件がそれぞれ評定された。当所が代理した2ケースがそれぞれ二等賞と三等賞に選ばれた。

順次	特許番号	発明の名称	受賞
7	ZL201510802471.9	無人運転制御システム	二等賞
28	ZL201510971363.4	多軌道自由度における分散型アンテナ協働作業の方法およびシステム	三等賞

#### 2. 2021.3.26 日本時間 16:00、「意匠の無効および侵害判定」オンラインセミナー開催

当所は以下の日時に「意匠の無効および侵害判定」オンラインセミナーを開催しますので、ご興味のある方は、下記の会議ID又はQRコードからご参加ください。

時 間：2021年3月26日（金） 日本時間 16:00

講 師：劉 晶婷（弁護士、弁理士）

言 語：中国語

主要内容：無効および侵害の判定の基本原則

無効および侵害事件のケース分析

意匠保護に関するアドバイス

ツール：Tencent meeting（腾讯会议） 会議ID：863 226 620

